

12国文科人第134号
平成13年3月29日

各 国 立 学 校 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 長
大 学 入 試 セ ン タ ー 所 長
大 学 評 価 ・ 学 位 授 与 機 構 長 殿
国 立 学 校 財 務 セ ン タ ー 所 長
文 部 科 学 省 各 施 設 等 機 関 長
日 本 学 士 院 長
水 戸 原 子 力 事 務 所 長

文部科学省大臣官房人事課長
加 茂 川 幸 夫
(公印省略)

人事院規則の公布等について（送付）

標記のことについて、人事院から別紙の通知がありましたので送付します。
なお、平成13年3月27日付け総総-208人事院事務総長通知の人事院規則に係る別添資料については省略しますので、同日付け官報を参照ください。

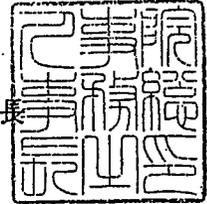
担当 文部科学省大臣官房人事課審査班法規係
神山、林
TEL 03-3581-4211（代表）
（内線 2128）
03-3581-5924（直通）



総 総 - 2 0 8
平成 1 3 年 3 月 2 7 日

文 部 科 学 事 務 次 官 殿

人 事 院 事 務 総 長



人 事 院 規 則 の 公 布 等 に つ い て (通 知)

このたび別添のとおり、下記 1 の人事院規則が制定され平成 1 3 年 3 月 2 7 日付け官報で公布されるとともに、同日付け官報で下記 2 のとおり公示されたので念のため通知します。

記

1 人事院規則

人事院規則 1 0 - 5 - 2 (人事院規則 1 0 - 5 (職員の放射線障害の防止)の一部を改正する人事院規則)

人事院規則 1 5 - 1 4 - 9 (人事院規則 1 5 - 1 4 (職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する人事院規則)

2 人事院公示

平成 1 3 年人事院公示第 8 号 (平成 8 年人事院公示第 1 7 号 (事務総長に対する職員の保健及び安全保持関係権限の一部委任)の一部改正)

以 上

【担 当】

人事院規則 1 0 - 5 - 2 勤務条件局職員課

人事院規則 1 5 - 1 4 - 9 //

平成 1 3 年人事院公示第 8 号 総務局総務課

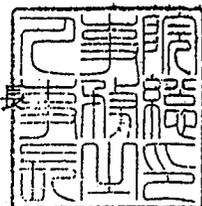


勤職一 79

平成13年3月27日

文部科学事務次官殿

人事院事務総長



「人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）の運用について（昭和38年12月3日職厚-2327）」の一部を下記のとおり改正したので、平成13年4月1日以降は、これによってください。

記

第3条関係第1項を削り、同条関係第2項中「昭和63年5月18日科学技術庁告示第15号」を「平成12年10月23日科学技術庁告示第5号」に改め、同項を同条関係第1項とし、同条関係第3項を同条関係第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 第4項の実効線量の算定は、告示第26条に掲げる計算方法によるものとする。

第3条関係第4項中「第4項第6号」を「第5項第6号」に改め、同条関係第5項中「第4項第7号」を「第5項第7号」に改め、同条関係第6項中「第4項第8号」を「第5項第8号」に改め、同項(1)中「のうち、管理区域内で行う業務」を削り、同項(6)から(9)までを削り、同項(5の2)中「のうち、管理区域内で行

う業務」を削り、同項(5の2)を同項(7)とし、同項(5)中「(4)」を「(5)」に改め、同項(5)を同項(6)とし、同項(4)中「第43条」を「第43条の2」に改め、同項(4)を同項(5)とし、同項(3)を同項(4)とし、同項(2)中「(1の2)」を「(2)」に改め、同項(2)を同項(3)とし、同項(1の2)を同項(2)とし、同項(10)中「のうち、管理区域内で行う業務」を削り、同項(10)を同項(8)とし、同項(11)中「のうち、管理区域内に立ち入る業務」を削り、同項(11)を同項(9)とし、同項(12)中「(11)」を「(9)」に改め、同項(12)を同項(10)とし、同項に次のように加える。

(11) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第104条に基づく電気工作物検査官の業務

(12) (11)の業務について電気工作物検査官を補助する職員の行う業務

(13) 電気事業法第107条に基づく立入検査の業務

(14) 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第91条の9に基づく安全の確認の業務及び同令第129条に基づく積付検査（同条第1項第4号に掲げる放射性物質等の積付検査に限る。）の業務

第4条関係第1項を次のように改める。

1 第1項第1号に定める期間は、平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間とする。

第4条関係第2項中「ことにより、当該年度の実効線量当量が第1項に規定する年限度を超えた場合には、当該年度の」を「結果、それまでの放射線業務により受けた線量と当該緊急作業により受けた線量との合計が第1項第1号若しくは同項第2号又は第2項第1号に定める線量の限度を超えた場合には、当該緊急作業が終了した日の属する当該限度に係る期間が」に改める。

第5条関係第1項中「実効線量当量」を「実効線量」に、「線量当量の」を「線量の」に改め、同条関係第2項中「放射線測定用具」を「放射線測定器」に、「測定用具」を「放射線測定器」に改め、同項に後段として次のように加える。

これらの放射線測定器による測定が困難な場合には、サーベイメータ等の線

量当量率を測定する機器を用いるものとする。

第5条関係第3項中「線量当量」を「線量」に、「測定用具」を「放射線測定器」に改め、同条関係第4項中「放射線測定用具」を「身体に装着する放射線測定器」に、「線量当量」を「線量」に改め、同条関係第5項中「告示第24条、告示第25条及び告示第31条」を「告示第19条及び告示第20条」に改める。

第7条関係第1項中「第24条」を「第24条の2」に改め、同条関係第2項中「照射線量率」を「空気中の空気カーマ率」に改め、同項の表中「照射線量率」を「空気中の空気カーマ率」に、「77.4マイクロクーロン毎キログラム毎時」を「2.6ミリグレイ毎時」に、「129マイクロクーロン毎キログラム毎時」を「4.3ミリグレイ毎時」に改める。

第11条関係第1項(6)カ中「線量当量又は線量当量率」を「1センチメートル線量当量又は1センチメートル線量当量率」に改める。

第20条関係中「実効線量当量」を「実効線量」に改める。

第21条関係第1項(3)中「種類」の次に「又は緊急作業の内容」を加え、同項(4)中「実効線量当量及び組織線量当量」を「実効線量及び等価線量」に改め、同条関係第2項(5)中「推定実効線量当量及び推定組織線量当量」を「推定実効線量及び推定等価線量」に改め、同項(6)中「実効線量当量及び組織線量当量」を「実効線量及び等価線量」に改める。

第22条関係第1項中「第4条第1項に定める実効線量当量」を「第4条第1項第2号又は同条第2項第1号に定める線量」に改める。

第23条関係第3項中「線量当量率を測定する機器」の次に「、フィルムバッジ等の一定期間の線量を測定する機器」を加える。

第24条関係第1項及び第2項中「第3号まで」の次に「及び第3項」を加え、同条関係第3項(4)中「線量当量」を「線量」に改め、同項(4)オ中「放射線測定用具又は」を削り、同項(5)中「線量当量」を「線量」に改め、同項(6)中「線量当量の」を「線量の」に、「実効線量当量及び組織線量当量」を「実効線量及び

等価線量」に改め、同条関係第8項中「第3項」を「第4項」に、「実効線量当量及び組織線量当量」を「実効線量及び等価線量並びに累積実効線量」に改め、「第2項」の次に「及び第3項」を加え、同項を同条関係第9項とし、同条関係第7項の次に次の1項を加える。

8 第3項の規定による累積実効線量の記録は、次の事項について作成するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 集計年月日
- (3) 集計対象期間
- (4) 累積実効線量
- (5) 集計担当者の所属及び氏名

第25条関係第1項(3)中「装置等」を「放射性物質又は放射線を発生する装置等」に改め、同条関係の次に次のように加える。

第26条関係

第2項の規定により眼の検査を省略する場合は、線源の種類のほか職員が従事する作業の内容及び作業条件を考慮して判断するものとする。

別表中「線量当量又は線量当量率」を「1センチメートル線量当量又は1センチメートル線量当量率」に改める。

別紙の様式中「放射線測定器等」を「放射線測定器」に改め、別紙の記入要領(10)中「放射線測定器等」を「放射線測定器」に、「当該エックス線装置から漏えいする放射線の線量当量又は線量当量率を測定する測定器又は放射線測定用具」を「漏えい放射線の有無の検査に用いる放射線測定器」に改める。

以 上

人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）の運用について 新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
<p>第3条関係</p> <p>1 第3項第2号の「人事院の定める濃度」は、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年10月23日科学技術庁告示第5号。以下「告示」という。）第4条第2号に掲げる濃度とする。</p> <p>2 第3項第3号の「人事院の定める密度」は、告示第4条第3号に掲げる密度とする。</p> <p>3 第4項の実効線量の算定は、告示第26条に掲げる計算方法によるものとする。</p> <p>4 第5項第6号の「原子炉の運転」とは、原子炉の操作、取扱い、研究、利用等のため、管理区域内に立ち入って行う業務をいう。</p> <p>5 第5項第7号の「前各号に掲げる業務に付随する業務」とは、病院の放射線科に勤務する看護婦、ガンマ線照射装置を使用して研究する職員を補助する職員等の行う業務をいう。</p> <p>6 第5項第8号の「人事院が定めるもの」は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 原子力安全委員会事務局の職員の規制調査（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づく事業の指定、許可若しくは承認、設置の許可若しくは承認又は使用の許可若しくは承認の後の規制に関する調査をいう。）等の業務</p> <p>(2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条の2に基づく原子力施設検査官又は原子力保安検査官の業務</p> <p>(3) (2)の業務について原子力施設検査官を補助する職員等の行う業務</p> <p>(4) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第58条の2に基づく廃棄に関する確認の業務、同法第59条の2に基づく運搬に関する</p>	<p>第3条関係</p> <p>1 第3項第1号の外部放射線による1センチメートル線量当量の算定については、その基礎となる放射線業務の1週間における作業時間及びその際の作業条件は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 作業時間 当該業務を行う期間を通じて予想される1週間ごとの作業時間のうちの最大作業時間</p> <p>(2) 作業条件 当該業務を行う期間を通じて予想される最も危険度の高いときの作業条件</p> <p>2 第3項第2号の「人事院の定める濃度」は、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（昭和63年5月18日科学技術庁告示第15号。以下「告示」という。）第4条第2号に掲げる濃度とする。</p> <p>3 第3項第3号の「人事院の定める密度」は、告示第4条第3号に掲げる密度とする。</p> <p>4 第4項第6号の「原子炉の運転」とは、原子炉の操作、取扱い、研究、利用等のため、管理区域内に立ち入って行う業務をいう。</p> <p>5 第4項第7号の「前各号に掲げる業務に付随する業務」とは、病院の放射線科に勤務する看護婦、ガンマ線照射装置を使用して研究する職員を補助する職員等の行う業務をいう。</p> <p>6 第4項第8号の「人事院が定めるもの」は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 原子力安全委員会事務局の職員の規制調査（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づく事業の指定、許可若しくは承認、設置の許可若しくは承認又は使用の許可若しくは承認の後の規制に関する調査をいう。）等の業務のうち、管理区域内で行う業務</p> <p>(1の2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条の2に基づく原子力施設検査官又は原子力保安検査官の業務</p> <p>(2) (1の2)の業務について原子力施設検査官を補助する職員等の行う業務</p> <p>(3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第58条の2に基づく廃棄に関する確認の業務、同法第59条の2に基づく運搬に関する</p>

確認の業務及び同法第68条に基づく立入検査等の業務

- (5) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第43条の2に基づく放射線検査官の業務
- (6) (5)の業務について放射線検査官を補助する職員
の行う業務
- (7) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第30条に基づく原子力防災専門官の業務
- (8) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第38条第1項若しくは第3項又は第41条第2項に基づく検査の業務
- (9) 労働安全衛生法第91条又は第94条に基づく労働基準監督官、産業安全専門官又は労働衛生専門官の立入検査の業務
- (10) (9)の業務について、労働基準監督官、産業安全専門官又は労働衛生専門官を補助する職員
の行う業務
- (11) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第104条に基づく電気工作物検査官の業務

(12) (11)の業務について電気工作物検査官を補助する職員
の行う業務

(13) 電気事業法第107条に基づく立入検査の業務

(14) 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第91条の9に基づく安全の確認の業務及び同令第129条に基づく積付検査（同条第1項第4号に掲げる放射性物質等の積付検査に限る。）の業務

確認の業務及び同法第68条に基づく立入検査等の業務

- (4) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第13条に基づく放射線検査官の業務
- (5) (4)の業務について放射線検査官を補助する職員
の行う業務
- (5の2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第30条に基づく原子力防災専門官の業務のうち、管理区域内で行う業務

(10)

(11)

(12)

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第104条に基づく電気工作物検査官の業務のうち、次に掲げる業務

ア 発電用原子炉及びその附属設備（以下「発電用原子力設備」という。）に関する電気事業法第43条（同法第74条において準用する場合を含む。）、同法第46条及び同法第47条（同法第74条において準用する場合を含む。）に基づく検査の業務

イ 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質（以下「燃料体」という。）に関する電気事業法第45条に基づく検査の業務

(7) (6)の業務について電気工作物検査官を補助する職員
の行う業務

(8) 電気事業法第107条に基づく立入検査の業務のうち、発電用原子力設備を設置する者又は燃料体を加工する者の事業場に立ち入る業務

(9) 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第91条の9に基づく安全の確認の業務及び同令第129条に基づく積付検査（同条第1項第4号に掲げる放射性物質等の積付検査に限る。）の業務

(10) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第38条第1項若しくは第3項又は第41条第2項に基づく検査の業務のうち、管理区域内で行う業務

(11) 労働安全衛生法第91条又は第94条に基づく

労働基準監督官、産業安全専門官又は労働衛生専門官の立入検査の業務のうち、管理区域内に立ち入る業務

(12) (1)の業務について、労働基準監督官、産業安全専門官又は労働衛生専門官を補助する職員の行う業務

第4条関係

- 1 第3項に規定する緊急作業に従事する女子職員（妊娠不能と診断された女子職員を除く。）の実効線量当量の限度は、第1項の規定によるものとする。
- 2 放射線業務に従事する職員が第3項に規定する緊急作業に従事したことにより、当該年度の実効線量当量が第1項に規定する年限度を超えた場合には、当該年度の終了するまでの間、当該職員を被ばくさせてはならないものとする。

第5条関係

- 1 第1項の「業務上管理区域に立ち入る職員」には、一時的又は臨時的であると否を問わず、およそ業務上の必要性により管理区域に立ち入る職員をすべて含むものとする。ただし、管理区域に一時的に立ち入る職員で放射線業務に従事しないものについては、当該職員の管理区域内における外部被ばくによる実効線量当量及び内部被ばくによる実効線量当量がそれぞれ100マイクロシーベルトを超えないことが計算等により確認できる場合は、第1項に規定する線量当量の測定を行ったものとみなして差し支えない。
- 2 第2項第2号の「放射線測定用具」とは、フィルムバッジ、熱ルミネセンス線量計（TLD）、ポケット線量計等身体に装着する測定用具をいう。これらの放射線測定器による測定が困難な場合には、サーベイメータ等の線量当量率を測定する機器を用いるものとする。
- 3 1日ごとの線量当量を確認する必要があると認める場合は、フィルムバッジ等の一定期間の線量当量が測定できる測定用具とポケット線量計等の1日ごとの線量当量が測定できる測定用具を併用するものとする。
- 4 放射線測定用具は、原則として線量当量が最大となるおそれのある身体表面に装着する。なお、当該

第4条関係

- 1 第1項第1号に定める期間は、平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間とする。
- 2 放射線業務に従事する職員が第3項に規定する緊急作業に従事した結果、それまでの放射線業務により受けた線量と当該緊急作業により受けた線量との合計が第1項第1号若しくは同項第2号又は第2項第1号に定める線量の限度を超えた場合には、当該緊急作業が終了した日の属する当該限度に係る期間が終了するまでの間、当該職員を被ばくさせてはならないものとする。

第5条関係

- 1 第1項の「業務上管理区域に立ち入る職員」には、一時的又は臨時的であると否を問わず、およそ業務上の必要性により管理区域に立ち入る職員をすべて含むものとする。ただし、管理区域に一時的に立ち入る職員で放射線業務に従事しないものについては、当該職員の管理区域内における外部被ばくによる実効線量及び内部被ばくによる実効線量がそれぞれ100マイクロシーベルトを超えないことが計算等により確認できる場合は、第1項に規定する線量の測定を行ったものとみなして差し支えない。
- 2 第2項第2号の「放射線測定器」とは、フィルムバッジ、熱ルミネセンス線量計（TLD）、ポケット線量計等身体に装着する放射線測定器をいう。これらの放射線測定器による測定が困難な場合には、サーベイメータ等の線量当量率を測定する機器を用いるものとする。
- 3 1日ごとの線量を確認する必要があると認める場合は、フィルムバッジ等の一定期間の線量が測定できる放射線測定器とポケット線量計等の1日ごとの線量が測定できる放射線測定器を併用するものとする。
- 1 身体に装着する放射線測定器は、原則として線量が最大となるおそれのある身体表面に装着する。な

お、当該部位が作業衣等で覆われているときは、作業衣等の表面又はポケットに装着しても差し支えないが、被ばく防止用の保護具を付けているときは、その内側に装着するものとする。

5 第4項の「防止法第20条の規定に基づいて定められる技術上の基準」とは、告示第19条及び告示第20条に規定する基準をいう。

第6条関係 (略)

第7条関係

1 この条の「診療用엑クス線装置」とは、医療法施行規則第24条の2又は獣医療法施行規則(平成4年農林水産省令第41号)第4条第3号に規定する診療用엑クス線装置をいう。第9条及び第11条の「診療用엑クス線装置」についても、同様とする。

2 「人事院の定める性能」は、照射筒壁又は絞りを透過した엑クス線の空気中の空気カーマ率を、엑クス線管の焦点から1メートルの距離において、次表の左欄に掲げる엑クス線装置の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる空気中の空気カーマ率以下にすることができるものとする。

엑クス線装置	空気中の空気カーマ率
定格管電圧が200キロボルト未満の装置	2.6ミリグレイ毎時
定格管電圧が200キロボルト以上の装置	4.3ミリグレイ毎時

第9～10条関係 (略)

第11条関係

1 第3項の検査及び記録に関し人事院が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 検査の結果の記録は、次に掲げる事項について作成するものとする。

ア～オ (略)

カ 漏えい放射線の有無(漏えい放射線がある場合には、その1センチメートル線量当量又は1センチメートル線量当量率)

キ～ク (略)

部位が作業衣等で覆われているときは、作業衣等の表面又はポケットに装着しても差し支えないが、被ばく防止用の保護具を付けているときは、その内側に装着するものとする。

5 第4項の「防止法第20条の規定に基づいて定められる技術上の基準」とは、告示第24条、告示第25条及び告示第31条に規定する基準をいう。

第6条関係 (略)

第7条関係

1 この条の「診療用엑クス線装置」とは、医療法施行規則第24条又は獣医療法施行規則(平成4年農林水産省令第41号)第4条第3号に規定する診療用엑クス線装置をいう。第9条及び第11条の「診療用엑クス線装置」についても、同様とする。

2 「人事院の定める性能」は、照射筒壁又は絞りを透過した엑クス線の照射線量率を、엑クス線管の焦点から1メートルの距離において、次表の左欄に掲げる엑クス線装置の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる照射線量率以下にすることができるものとする。

엑クス線装置	照射線量率
定格管電圧が200キロボルト未満の装置	77.4マイクロクーロン毎キログラム毎時
定格管電圧が200キロボルト以上の装置	129マイクロクーロン毎キログラム毎時

第9～10条関係 (略)

第11条関係

1 第3項の検査及び記録に関し人事院が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 検査の結果の記録は、次に掲げる事項について作成するものとする。

ア～オ (略)

カ 漏えい放射線の有無(漏えい放射線がある場合には、その線量当量又は線量当量率)

キ～ク (略)

2～3 (略)

第12条関係、第13条関係、第16条関係 (略)

第20条関係

第1項の「著しく放射線にさらされ、又は汚染されるおそれの生じた区域」とは、同項同号に該当する事故による実効線量が1.5ミリシーベルトを超えるおそれのある区域をいう。

第21条関係

1(1)～(2)

(3) 放射線業務の種類又は緊急作業の内容

(4) 実効線量及び等価線量

(5)～(8) (略)

2(1)～(4) (略)

(5) 第22条第2号の規定により医師の診察又は処置を受けた職員の数及びその診察又は処置の内容(職員の推定実効線量及び推定等価線量を付記すること。)

(6) 緊急作業に従事させた職員の有無(人数、性別、作業の内容並びに実効線量及び等価線量を記入すること。)

(7)～(10) (略)

第22条関係

1 第1号の職員には、緊急作業に従事したことにより第4条第1項第2号又は同条第2項第1号に定める線量の限度を超えて被ばくした職員が含まれるものとする。

2 (略)

第23条関係

1～2 (略)

3 第4項の「放射線測定器」とは、GM計数管式サーベイメータ、シンチレーション式サーベイメータ、中性子レムカウンタ等の線量当量率を測定する機器、フィルムバッジ等の一定期間の線量を測定する機器、ダストモニタ、ガスモニタ等の空気中の濃度を測定する機器及び表面汚染計、フロアモニタ等の物の表面の密度を測定する機器をいう。

4～5 (略)

第24条関係

1 第1項第1号から第3号まで及び第3項に掲げるものについての記録は、個人別に当該職員について

2～3 (略)

第12条関係、第13条関係、第16条関係 (略)

第20条関係

第1項の「著しく放射線にさらされ、又は汚染されるおそれの生じた区域」とは、同項同号に該当する事故による実効線量当量が1.5ミリシーベルトを超えるおそれのある区域をいう。

第21条関係

1(1)～(2)

(3) 放射線業務の種類

(4) 実効線量当量及び組織線量当量

(5)～(8) (略)

2(1)～(4) (略)

(5) 第22条第2号の規定により医師の診察又は処置を受けた職員の数及びその診察又は処置の内容(職員の推定実効線量当量及び推定組織線量当量を付記すること。)

(6) 緊急作業に従事させた職員の有無(人数、性別、作業の内容並びに実効線量当量及び組織線量当量を記入すること。)

(7)～(10) (略)

第22条関係

1 第1号の職員には、緊急作業に従事したことにより第4条第1項に定める実効線量当量の限度を超えて被ばくした職員が含まれるものとする。

2 (略)

第23条関係

1～2 (略)

3 第4項の「放射線測定器」とは、GM計数管式サーベイメータ、シンチレーション式サーベイメータ、中性子レムカウンタ等の線量当量率を測定する機器、ダストモニタ、ガスモニタ等の空気中の濃度を測定する機器及び表面汚染計、フロアモニタ等の物の表面の密度を測定する機器をいう。

4～5 (略)

第24条関係

1 第1項第1号から第3号までに掲げるものについての記録は、個人別に当該職員についての健康診断

の健康診断の結果及び事後措置の記録に付加して作成し、又は同一箇所にファイルして作成するものとする。

2 第1項第1号から第3号まで及び第3項に掲げるものについての記録は、職員が勤務官署を異にして異動した場合には、異動後の官署に移管するものとする。

3(1)～(3) (略)

(4) 外部被ばくによる線量の測定に関する次に掲げる事項

ア～イ (略)

ウ 線量

エ (略)

オ 放射線測定器の種類及び型式

カ (略)

(5) 内部被ばくによる線量の測定に関する次に掲げる事項

ア～イ (略)

ウ 線量

エ～カ (略)

(6) 線量の測定の結果に基づき算定した実効線量及び等価線量に関する次に掲げる事項

ア (略)

イ 実効線量及び等価線量

ウ (略)

4～7 (略)

8 第3項の規定による累積実効線量の記録は、次の事項について作成するものとする。

(1) 氏名

(2) 集計年月日

(3) 集計対象期間

(4) 累積実効線量

(5) 集計担当者の所属及び氏名

9 第4項の規定により職員に実効線量及び等価線量並びに累積実効線量を知らせる場合は、口頭のみによらず、第2項及び第3項の記録の写しの交付等の方法により行うこととする。

第25条関係

1(1)、(2) (略)

(3) 放射性物質又は放射線を発生する装置等の取扱いに関すること。

(4) (略)

2(1)～(3) (略)

の結果及び事後措置の記録に付加して作成し、又は同一箇所にファイルして作成するものとする。

2 第1項第1号から第3号までに掲げるものについての記録は、職員が勤務官署を異にして異動した場合には、異動後の官署に移管するものとする。

3(1)～(3) (略)

(4) 外部被ばくによる線量当量の測定に関する次に掲げる事項

ア～イ (略)

ウ 線量当量

エ (略)

オ 放射線測定用具又は放射線測定器の種類及び型式

カ (略)

(5) 内部被ばくによる線量当量の測定に関する次に掲げる事項

ア～イ (略)

ウ 線量当量

エ～カ (略)

(6) 線量当量の測定の結果に基づき算定した実効線量当量及び組織線量当量に関する次に掲げる事項

ア (略)

イ 実効線量当量及び組織線量当量

ウ (略)

4～7 (略)

8 第3項の規定により職員に実効線量当量及び組織線量当量を知らせる場合は、口頭のみによらず、第2項の記録の写しの交付等の方法により行うこととする。

第25条関係

1(1)、(2) (略)

(3) 装置等の取扱いに関すること。

(4) (略)

2(1)～(3) (略)

第26条関係

第2項の規定により眼の検査を省略する場合は、線源の種類のほか職員が従事する作業の内容及び作業条件を考慮して判断するものとする。

第27条関係 (略)

別表 定期検査の項目

装 置	検 査 の 項 目
エックス線装置	1～4 (略) 5 漏えい放射線の有無及びその <u>1センチメートル線量当量又は</u> <u>1センチメートル線量当量率</u>
電子顕微鏡	1 (略) 2 漏えい放射線の有無及びその <u>1センチメートル線量当量又は</u> <u>1センチメートル線量当量率</u>

別紙 エックス線装置届の様式及び記入要領

1 様式

人事院様式 667 エックス線装置届(設置・変更・廃止)

省 庁 名 ・ 機 関 名 ・ 所 在 地			
使 用 の 目 的			
使 用 開 始 (廃 止) 年 月 日			
使 用 予 定 日 数 等			
エ ッ ク ス 装 置	種 類		
	型 式		
	性 能	管 電 圧	管 電 流
付 属 装 置			
エ ッ ク 装 置 線 室	警 報 装 置 の 種 類 及 び 概 要		
	標 識 の 概 要		
	室 の 出 入 口		
管 理 区 域	管 理 区 域 の 有 無		
	境 界 に 設 け て いる さ く 等 の 概 要		
	標 識 の 取 付 け 場 所		
放 射 線 測 定 器 の 種 類 及 び 型 式			

第27条関係 (略)

別表 定期検査の項目

装 置	検 査 の 項 目
エックス線装置	1～4 (略) 5 漏えい放射線の有無及びその <u>線量当量又は線量当量率</u>
電子顕微鏡	1 (略) 2 漏えい放射線の有無及びその <u>線量当量又は線量当量率</u>

別紙 エックス線装置届の様式及び記入要領

1 様式

人事院様式 667 エックス線装置届(設置・変更・廃止)

省 庁 名 ・ 機 関 名 ・ 所 在 地			
使 用 の 目 的			
使 用 開 始 (廃 止) 年 月 日			
使 用 予 定 日 数 等			
エ ッ ク ス 装 置	種 類		
	型 式		
	性 能	管 電 圧	管 電 流
付 属 装 置			
エ ッ ク 装 置 線 室	警 報 装 置 の 種 類 及 び 概 要		
	標 識 の 概 要		
	室 の 出 入 口		
管 理 区 域	管 理 区 域 の 有 無		
	境 界 に 設 け て いる さ く 等 の 概 要		
	標 識 の 取 付 け 場 所		
放 射 線 測 定 器 等 の 種 類 及 び 型 式			

検 査 結 果 の 概 要

2 記入要領

(1)～(9) (略)

(10) 「放射線測定器の種類及び型式」の欄には、漏えい放射線の有無の検査に用いる放射線測定器の種類及び型式を記入すること。

検 査 結 果 の 概 要

2 記入要領

(1)～(9) (略)

(10) 「放射線測定器等の種類及び型式」の欄には、当該エックス線装置から漏えいする放射線の線量当量又は線量当量率を測定する測定器又は放射線測定用具の種類及び型式を記入すること。



勤職－80

平成13年3月27日

各省庁安全管理担当課長 殿

人事院勤務条件局職員課長



人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）等の改正
に関する留意事項について（通知）

このたび、人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）及び同規則の運用（昭和38年12月3日職厚-2327人事院事務総長通知）が一部改正され、平成13年4月1日から施行されるところですが、この実施に当たっては、下記事項に留意の上、放射線の安全管理に万全を期すよう貴管下各機関に御周知ください。

なお、「放射線に被ばくするおそれのある業務に係る特別定期健康診断の検査項目の省略について」（平成元年3月15日職福-96人事院職員局福祉課長通知）は、廃止します。

記

1 規則の改正概要

規則における主な改正事項は別紙のとおりであるが、次に掲げる事項については、平成12年10月23日に公布された放射線障害防止法関係法令（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する施行規則（昭和35年総理府令第56号）及び放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年科学技術庁告示第5号）をいう。）の規定と異なっているので、これらの対応等に当たっては特に留意するものとする。

- (1) 女子に係る線量限度を適用する者の範囲
- (2) 妊娠中の女子に係る線量限度の適用期間
- (3) 女子に係る内部被ばくの測定期間
- (4) 健康診断の実施等

2 留意事項

今回の規則及び同規則の運用の改正は多岐にわたっていることから、関係職員に対し、改正内容のみならず次に掲げる留意点についても周知徹底を図るとともに、必要な措置等を講じるものとする。

(1) 管理区域等に係る放射線障害防止法関係法令への適合確認等

本改正規則では、その附則において既設の管理区域に関して経過措置が設けられている（平成15年3月31日まで）が、放射線障害防止法関係法令に基づく承認等を受けている既存の放射線施設については、平成12年10月23日付け科学技術庁原子力安全局放射線安全課長通知「国際放射線防護委員会の勧告（ICRP Pub. 60）の取り入れ等による放射線障害防止法関係法令の改正について（通知）」（以下「科学技術庁通知」という。）に基づき、同法令への適合状況の確認等を行うとともに、新基準に適合しない場合は、経過措置期間中に所要の措置をとるものとする。

なお、科学技術庁通知の内容については、前記1の放射線障害防止法関係法令との相違点を除き本規則の改正趣旨と同内容であるので、その実施に当たっては、科学技術庁通知にも留意して対応するものとする。

(2) 測定

ア 「放射線測定器」への用語の統一に伴う対応

職員の線量の測定は、従来どおり身体に装着する個人線量計を用い、これによる測定が困難な場合に限り、場所の測定に用いる機器により測定する。

イ 女子の内部被ばくの測定

当該測定は従来1月ごとであったが、妊娠中の女子及び1月に受ける実効線量が1.7ミリシーベルトを超えるおそれのある女子を除き、3月ごとに行う。

ウ 測定結果に基づく実効線量等の算定

算定は、従来どおり放射線障害防止法関係法令に基づき行うことになるが、当該法令における関係規定の改正等が行われているので、上記の科学技術庁通知を参照の上対応する。

(3) 記録

ア 累積実効線量の記録等

放射線業務に従事する職員について、5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間）の線量限度が設けられたことに伴い、1年間（年度）についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、

年度ごとの実効線量の合計（累積実効線量という。）を毎年度集計し、記録し、当該累積実効線量を他の線量と併せて当該職員に通知する。

イ 記録の保存

本規則に基づき作成する記録は、①エックス線装置等の定期検査の記録、②職員の線量（上記アの累積実効線量を含む。）の測定結果等の記録、③管理区域の線量当量率等の測定結果等の記録であるが、これらの保存については、人事院規則1-34（人事管理文書の保存期間）に定める期間保存する。

(4) 健康診断の実施等

ア 採用時又は配置前に行う健康診断

原則として全部の検査項目について実施する。

なお、眼の検査の省略の基準等については、別途示す予定である。

イ 特別定期健康診断

6月ごとに1回実施するものとし、被ばく経歴の評価（問診）以外の検査項目の実施の要否は、次に掲げるところによるものとする。

(ア) 前年度の実効線量が5ミリシーベルト未満で、かつ、当該年度の実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない職員

→ 医師が必要と認める検査項目に限り行う。

(イ) 上記以外の職員

→ 医師が必要でないとして認める検査項目について省略できる。

上記のとおり検査の実施の可否は、医師が問診によって判断することから、当該健康診断に当たっては、医師に対し受診対象者の作業条件、被ばく状況等十分な情報を提供する必要があることに留意する。

(5) 放射線障害防止管理規程の変更及び届出

本規則等の改正内容を踏まえ、所要の改正を速やかに行い、4月末日までに人事院（職員課）に届け出るものとする。

なお、本規則は独立行政法人には適用されないため改正に当たっては注意する。

(6) 教育の実施

国の放射線施設については、本規則（運用通知を含む。）のほか、防止法関係法令、医療法等が適用されることから、この改正を機に各機関の実情に応じ、これら法令等（・の防止管理規程を含む。）の改正内容を含めて、放射線業務従事者、安全管理担当者、その他関係職員に対する教育を実施し、放射線障害の防止に努めるものとする。

3 その他

本規則の改正に伴い、健康及び安全管理に関する事項等を定めた関係人事院規則等について、次のとおり所要の改正が行われる。

(1) 人事院規則 1-34 (人事管理文書の保存期間)

別表規則 10-5 の項

(2) 人事院規則 10-4 (職員の保健及び安全保持) の運用について (昭和 62 年 12 月 25 日職福-691 人事院事務総長通知)

ア 別表第 3 関係第 1 項の「放射線に被ばくするおそれのある業務」の定義

イ 別紙第 4 の記入要領 (健康管理手帳交付申請書関係)

ウ 別紙第 5 の様式及び記入要領 (定期健康診断等の報告書関係)

以 上

人事院規則 10-5 の改正概要について

項目	旧規則	新規則	備考
用語の変更	実効線量当量 組織線量当量 放射線測定用具	実効線量 等価線量 放射線測定器	・放射線測定器に統一。 ・外部被ばくのモニタリング線量として の用語（1センチメートル線量当量 等）は変更しない。
管理区域	外部放射線に係る線量の基準 ・1週間に $300\mu\text{Sv}$ 空气中の放射性物質の濃度 ・[1週間の平均濃度が濃度限度 の10分の3]	・実効線量で3月間に 1.3mSv 【第3条第3項第1号】 ・[3月間の平均濃度が濃度限度の10 分の1] 【第3条第3項第2、4号】	・規則上は「人事院の定める濃度」と 規定している。
放射線業務従事者 の線量限度 <原則>	実効線量当量： 1年間に 50mSv 組織線量当量（1年間） 眼の水晶体： 150mSv その他の組織： 500mSv	実効線量： 5 年間に 100mSv 。 ただし、1年間に 50mSv 【第4条第1項第1、2号】 等価線量（1年間） 眼の水晶体： 150mSv 皮膚： 500mSv 【第4条第2項第1号】	・5年間は、施行日（平成13年4月 1日）を始期として定められた5年ご との期間である。
<女子の線量限度>	腹部の組織線量当量： 3 月間に 13mSv 。ただし、妊娠不能 と診断された者は適用除外	実効線量： 3 月間に 5mSv 。ただし、 妊娠する可能性がないと診断され た者は適用除外 【第4条第1項第3号】	・「妊娠不能」を「妊娠する可能性が ない」に改めた。なお、妊娠する意思 のない者への適用除外措置はない。
<妊娠中の女子の 線量限度>	妊娠と診断されたときから出 産までの間適用 腹部組織線量当量： 10mSv	妊娠と診断されたときから出産までの 間適用 外部被ばく：腹部表面の等価線量 2mSv 内部被ばく：実効線量で 1mSv 【第4条第1項第4号 第2項第2号】	・適用始期は、現行どおり妊娠と診断 されたときである。
緊急作業期間中の 線量限度	実効線量当量： 100mSv	実効線量： 100mSv 眼の水晶体の等価線量： 300mSv 皮膚の等価線量： 1Sv 【第4条第3項】	

測定 〈内部被ばく〉	内部被ばく：3月ごと(女子については1月ごと)	内部被ばく：3月ごと(女子については、原則は1月ごと。ただし1月の実効線量が1.7 mSvを超えるおそれのない者(妊娠中の女子を除く)は、測定を免除) 【第5条第3項】	・女子の内部被ばくの測定について、緩和規定を設けた。
測定結果の記録		測定に基づく実効線量の算定の結果、1年間の実効線量が20 mSvを超えた場合は累積実効線量を記録 【第24条第3項】	・記録の保存に関しては、人事院規則1-34(人事管理文書の保存期間)の定めによる。
健康診断 〈採用時等の健診〉 〈特別定期健診〉	検査項目：問診、血液、皮膚及び眼 採用時、配置前に全項目実施 6月ごと(眼、皮膚は3月ごと)に1回実施。ただし、医師が必要でないとき、問診以外の検査項目を省略が可能。(血液については、従事者の年限度の3/10を超える者に限る。)	眼の検査は、線源の種類等に応じて省略が可能 【第26条第2項】 全項目について、6月ごとに1回実施。ただし、次に掲げる職員の区分に応じて、問診以外の検査項目について限定実施又は省略が可能。 ・前年度の実効線量が5 mSv未満で、かつ、当該年度においても5 mSvを超えるおそれのない者 ・医師が必要と認める項目に限り実施 ・上記以外の者 ・医師が必要でないときと認める項目について、省略が可能 【第26条第3、4項】	・問診(被ばく歴の評価)以外の検査項目について、一定基準の下で、省略を行えるようにした。
エックス線装置に係る防護措置	単位：照射線量(クーロン毎キログラム) 間接撮影時の措置 直接透視時の措置	単位：空気中の空気カーマ(グレイ) 透視時の措置規定に、照射中に身体の一部又は一部が装置内に入らないような構造のものを適用除外とした。 【第7条第4号】	・間接撮影に係る措置規定を削除。

＜参 考＞

平成12年10月23日

使用者
販売業者
賃貸業者
廃棄業者 殿

科学技術庁原子力安全局放射線安全課長

国際放射線防護委員会の勧告（ICRP Pub.60）の取り入れ等による
放射線障害防止法関係法令の改正について（通知）

貴事業所におかれましては、日頃より、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律関係法令に基づき、安全管理に努めておられることと存じます。

このたび、国際放射線防護委員会勧告（ICRP Pub.60）の取り入れ等により、放射線障害防止法関係法令*を改正しました。

改正の主要点を別添1「放射線障害防止法関係法令の改正の主要点について」に、改正に関する留意点や手続き等を別添2「改正に関する留意点等」にそれぞれまとめましたので、御理解の上、速やかに必要な措置を取り、改正法令施行後も放射性同位元素等の安全管理に引き続き万全を期してください。

なお、本通知をもって、昭和63年10月1日付放射線安全課長通知「国際放射線防護委員会新勧告（ICRP Pub.26）の取り入れによる放射線障害防止法関係法令の改正について（通知）」は廃止しますので、その旨を申し添えます。

※ 「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」（昭和35年総理府令第56号）及び「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件」（平成12年科学技術庁告示第5号（旧）昭和63年科学技術庁告示第15号）

（お知らせ）

改正法令は平成12年10月23日の官報に掲載されるほか、新旧対照表、告示別表等は <http://www.sta.go.jp> 「ICRP1990年勧告の取り入れ等による放射線障害防止法関連法令の改正」にも掲載しています。

注：本通知の別添1、2については省略しているので、その内容については科学技術庁から送付された通知全文を参照すること。